

炊飯器"糖質カット"措置命令取り消し判決の詳細分析レポート

概要

2025年7月25日、東京地方裁判所は糖質カット炊飯器「LOCABO」を販売する株式会社forty-fourが消費者庁から受けた景品表示法違反（優良誤認）による措置命令の取り消しを命じる画期的な判決を下した^{[1] [2]}。鎌野真敬裁判長は、消費者庁の措置命令を「違法」と判断し、会社側の請求を全面的に認めた^[1]。消費者庁の措置命令取り消し認められるのは極めて異例とされる^{[1] [2]}。

事件の詳細分析

当事者と争点

原告: 株式会社forty-four（東京都渋谷区）- 糖質カット炊飯器「LOCABO」の販売会社^{[3] [4]}

被告: 消費者庁（消費者庁長官 新井ゆたか）^[5]

裁判長: 鎌野真敬（東京地方裁判所）^{[1] [3]}

主要争点:

- 「おいしさそのまま 糖質45%カット」という良誤認表示に該当するか^{[1] [2]}
- 通常の炊飯器と同様の炊き上がりになるかのような表示といえるか^{[3] [4]}

製品と仕組みの特定

対象製品は「LOCABO（ロカボ）」で、株式会社forty-fourの代表取締役獅子内善雄氏が開発^{[6] [7]}。2021年7月にクラウドファンディング「Makuake」で先行販売を開始し、7,800万円以上の応援購入を獲得した^{[8] [9]}。

糖質カットの仕組み:

- 内釜と外釜の二重構造を採用^{[8] [10]}
- 通常の約3倍の水を使用して炊飯^{[9] [10]}
- 米の糖質（でんぷん）が60度以上で溶け出す糊化現象を利用^[9]
- 溶け出した糖質成分を含む水を内釜から外釜へ排出^{[8] [10]}
- 蒸気による炊飯で糖質の再吸収を防ぐ構造^{[11] [12]}

消費者庁の措置命令根拠

消費者庁は2023年10月26日、景品表示法第7条第1項に基づく措置命令を発出^{[13] [5]}。根拠となったのは：

1. **優良誤認表示（景品表示法第5条第1号）**：通常の炊飯器と同様の炊き上がりで糖質を大幅に低減できるかのように表示^{[1] [2]}
2. **不実証広告規制の適用**：消費者庁が合理的根拠の提出を求めたが、提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められなかった^{[13] [14]}
3. **具体的な問題表示**：
 - 「おいしさそのまま 糖質45%カット」^{[1] [2]}
 - 「美味しさはそのまま、糖質&カロリーをカットできる夢のような炊飯器」^[5]
 - 炊き上がった米の写真と併せた表示^{[3] [4]}

東京地裁判決の詳細分析

判決理由の核心

裁判所は以下の理由で消費者庁の主張を退けた^{[1] [2] [3]}：

1. **表示内容の適切な解釈**：
 - 「おいしさそのまま」は主観的な表現で、炊き上がった米の状態ではなく**味が劣らないことをアピールする表現**^[15]
 - 商品説明には通常の炊飯器とは**構造が異なり、でんぷんの付着も通常と違う**ことが明示されていた^{[3] [4]}
2. **炊飯工程の相違性**：
 - 糖質カット機能の調理工程について**通常の炊飯機能と異なることを示していた**^[1]
 - 消費者が通常の炊飯器と同様の炊き上がりと認識するとの消費者庁の認定は誤り^{[1] [2]}
3. **写真表示の問題なし**：
 - 炊き上がった米の写真も**消費者を誤認させるようなものではない**^{[3] [4]}

法的意義

この判決は複数の重要な法的意義を持つ^{[1] [2]}：

- 消費者庁措置命令の取り消しが認められる初の事例
- 景品表示法の運用基準に対する司法からの警鐘
- 表示内容の文脈的解釈の重要性を示した判例

糖質カット炊飯器の科学的根拠と専門家見解

国民生活センターの検証結果

2023年3月15日、国民生活センターが6機種の糖質カット炊飯器について実証テストを実施^[16] ^[17] ^[18]:

主要発見:

- すべての機種で糖質カット炊飯は通常炊飯より水分が**1-2割多い**炊き上がり^[16] ^[17]
- 100g当たりの糖質量は減少したが、**同量の米から炊いた場合の糖質総量に大きな差はなし**^[16] ^[17] ^[18]
- 5機種中4機種で**広告の糖質低減率を満たさない**^[19] ^[17]
- 糖質カット炊飯の方が約**1-3割重量が重い**^[19] ^[17]

専門家の科学的見解

メディカルプライム新川クリニックの見解^[16]:

- 水分が増える分、100g当たりの糖質量は少なくなるが、**含まれる糖質の総量はあまり変わらない**
- 結局は**食べるごはんの量が重要**
- 水分量増加で満足感が増すなら有効だが、**柔らかくて噛まずに食べてしまう場合は逆効果の可能性**

香港消費者委員会の2021年調査^[19]:

- 同じ量の米から炊いたごはん全量に含まれる糖質の総量に有意な差はなし
- 最も高い糖質低減率を示したごはんの水分量は通常炊飯の約**32%増**
- **100g当たりの糖質量が低減したように見えるだけ**

景品表示法の不実証広告規制への影響

不実証広告規制の概要

景品表示法第7条第2項に基づく制度で、以下の要件がある^[20] ^[14]:

1. **客観的実証**: 試験・調査結果または専門家見解・学術文献による裏付け^[20]
2. **適切な対応**: 表示された効果・性能と実証内容の整合性^[20]
3. **15日ルール**: 資料提出期間は原則15日以内^[14]

今回判決の規制への影響

表示解釈の厳格化: 行政側も表示内容の文脈的理解と全体的評価が必要^[1] ^[2]

合理的根拠の判断基準見直し: 単純な数値比較ではなく、**製品の構造的特徴や使用条件**を考慮した評価が重要^[1]

健康機能食品への波及: 同様の効果を謳う商品の広告規制において、より慎重な審査プロセスが求められる可能性^[21]

関係者の反応と業界への影響

消費者庁の対応

消費者庁は判決に対し「国の主張が認められなかったのは残念。判決内容を精査した上で対応を検討する」とコメント^[1] ^[2]。控訴の可能性も示唆している^[15]。

業界の反応

家電メーカー側: 表示内容の文脈的解釈の重要性を再認識し、より詳細な説明表示への転換が予想される^[22]

消費者団体: 糖質カット効果への疑問の声が継続^[23]。実際の健康効果よりも広告表現の適法性に焦点が移った形^[23]

一般消費者の反応

SNSや消費者相談では以下の意見が見られる^[23]:

- 「水で薄めて糖質が減ったように見えるだけ」との批判的意見
- 判決により「誤解を招く表示が適法とされた」との懸念
- 実際の購入者からは「血糖値に変化がない」との体験談も^[17]

今後の展開と消費者への注意点

想定される今後の展開

消費者庁の控訴可能性: 異例の敗訴により、高等裁判所への控訴を検討している可能性が高い^[1] ^[2]

同様製品への影響: 他の糖質カット炊飯器メーカーが表示方法を見直し、より詳細な説明を付加する動きが予想される^[22]

規制基準の見直し: 消費者庁が措置命令発出の基準や審査プロセスを見直す可能性^[24]

消費者が選ぶ際の注意点

1. **糖質カット率の理解**: 広告の数値は100g当たりの比較であり、**総糖質量は大きく変わらない可能性** ^{[16] [17]}
2. **炊飯条件の確認**: 最大糖質カット率を実現する具体的な炊飯条件を事業者を確認する ^[17]
3. **食事量の管理**: 糖質カット炊飯でも**食べる量に注意**が必要 ^{[16] [17]}
4. **健康効果への期待値調整**: 血糖値管理やダイエット効果を過度に期待せず、**医師と相談の上で使用** ^[16]
5. **表示内容の精査**: 製品の構造や仕組みについて詳細な説明があるかを確認 ^[17]

まとめ

今回の東京地裁判決は、糖質カット炊飯器を巡る消費者庁の措置命令を取り消すという画期的なものであった。判決は表示内容の文脈的解釈の重要性を示し、行政による画一的な判断に警鐘を鳴らした。しかし、科学的検証では糖質カット効果の限界も明らかになっており、消費者は広告表現に惑わされず、実際の効果を冷静に判断する必要がある。

消費者庁の控訴により上級審での審理が継続する可能性が高く、この判決が景品表示法の運用や健康機能を謳う商品の広告規制に与える長期的影響を注視していく必要がある。消費者は製品選択において、広告表現だけでなく科学的根拠と実際の使用条件を十分に検討することが重要である。

✻

1. https://www.nikkei.com/news/print-article/?R_FLG=0&bf=0&ng=DGXZQOUD257EO0V20C25A7000000
2. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD257EO0V20C25A7000000/>
3. <https://mainichi.jp/articles/20250725/k00/00m/040/339000c>
4. <https://news.yahoo.co.jp/articles/198fc5a9dce0da43e81cf3f5d591272950931b64>
5. https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_231031_08.pdf
6. <https://jocr.jp/raditopi/2023/01/22/480034/>
7. <https://jocr.jp/raditopi/2021/10/27/396691/>
8. <https://kaden.watch.impress.co.jp/docs/news/1470139.html>
9. https://www.makuake.com/project/locabo_v/
10. https://gigaplus.makeshop.jp/locabo/file/locabo_catalog_2208.pdf
11. <https://souyi-japan.com/souyi-product/kitchen/sugar-cut-rice-cooker.html>
12. <https://www.locaboonline.jp>
13. <https://www.caa.go.jp/notice/entry/035090/>
14. <https://kyotosogo-law.com/post-5454/>
15. <https://news.yahoo.co.jp/articles/217eb97b5de6aa05a1fb89d9256fd19516315b53>
16. <https://medicalprime-shinkawa.com/column/746>
17. https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230315_1.html
18. <https://www.sankei.com/article/20230315-AFBGJJE2EFKXJJHTAXNZYEVFDQ/>
19. <https://kaden.watch.impress.co.jp/docs/news/1486258.html>

20. https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/misleading_representation/not_demonstrated_ad
21. <https://www.healthbusiness-online.com/8913/>
22. <https://compliance-ad.jp/against/2024/2度目の糖質カット炊飯器の景表法措置命令。違反/>
23. <https://girlsVIP-matome.com/acv/1085254662.html>
24. <https://www.youtube.com/watch?v=7m9pynmrDyA>